

湖西市パートナーシップ制度(仮) について

令和3年度
第1回湖西市男女共同審議会

資料2

1 制度の基本情報

2015年11月より東京都渋谷区・世田谷区にて開始。

法律婚のできない人々（性的マイノリティの方等）が、市長に対して書面による宣誓をすることで、自治体が「パートナー」として公的に認める制度。

2021年6月1日時点で全国106自治体が制度導入している。（近隣では浜松市・豊橋市）

2 制度の目的

本制度は法律婚と違い、権利や義務は発生しない。
⇒なぜ制度を導入するのか？

①理念…性的マイノリティの方への社会的理解促進
や性の多様性を尊重するため

②実益…行政の裁量で、パートナー宣誓した人が受
けられるサービスを増やすため

3 提供可能サービスの一例

■ 行政サービス

- ・ 市営住宅の入居要件にパートナーを加える
- ・ 罹災証明書や納税証明書をパートナーが申請できる
- ・ 職員の福利厚生（結婚休暇や互助会からの祝い金など）

■ 民間サービス

- ・ 生命保険の受取人になれる
- ・ 携帯電話の家族割が受けられる
- ・ 不動産購入の際に収入合算してローンを組める

4-1 湖西市の制度設計案①

- 条例ではなく要綱により制度実施を目指す
→106自治体のうち条例化しているのは7自治体

	メリット	デメリット
条例	<ul style="list-style-type: none">・議会で審議することで制度の完成度が高まる・アウトティング禁止など罰則を盛り込める	<ul style="list-style-type: none">・新たなニーズや運用後の課題に対応しにくい・議会の審議次第で制度開始が遅くなる
要綱	<ul style="list-style-type: none">・ニーズや課題に対し、柔軟に対応できる・条例化するより早く制度開始できる	<ul style="list-style-type: none">・制度として位置づけが弱い・罰則なし

4-2 湖西市の制度設計案②

■利用対象者

一方又は双方が性的少数者のカップル
(戸籍上の性は問わない)

■宣誓要件

- ①民法上の成人であること
- ②少なくとも一方は市内在住であること
- ③双方に配偶者（事実婚含む）がないこと
- ④宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者ではないこと

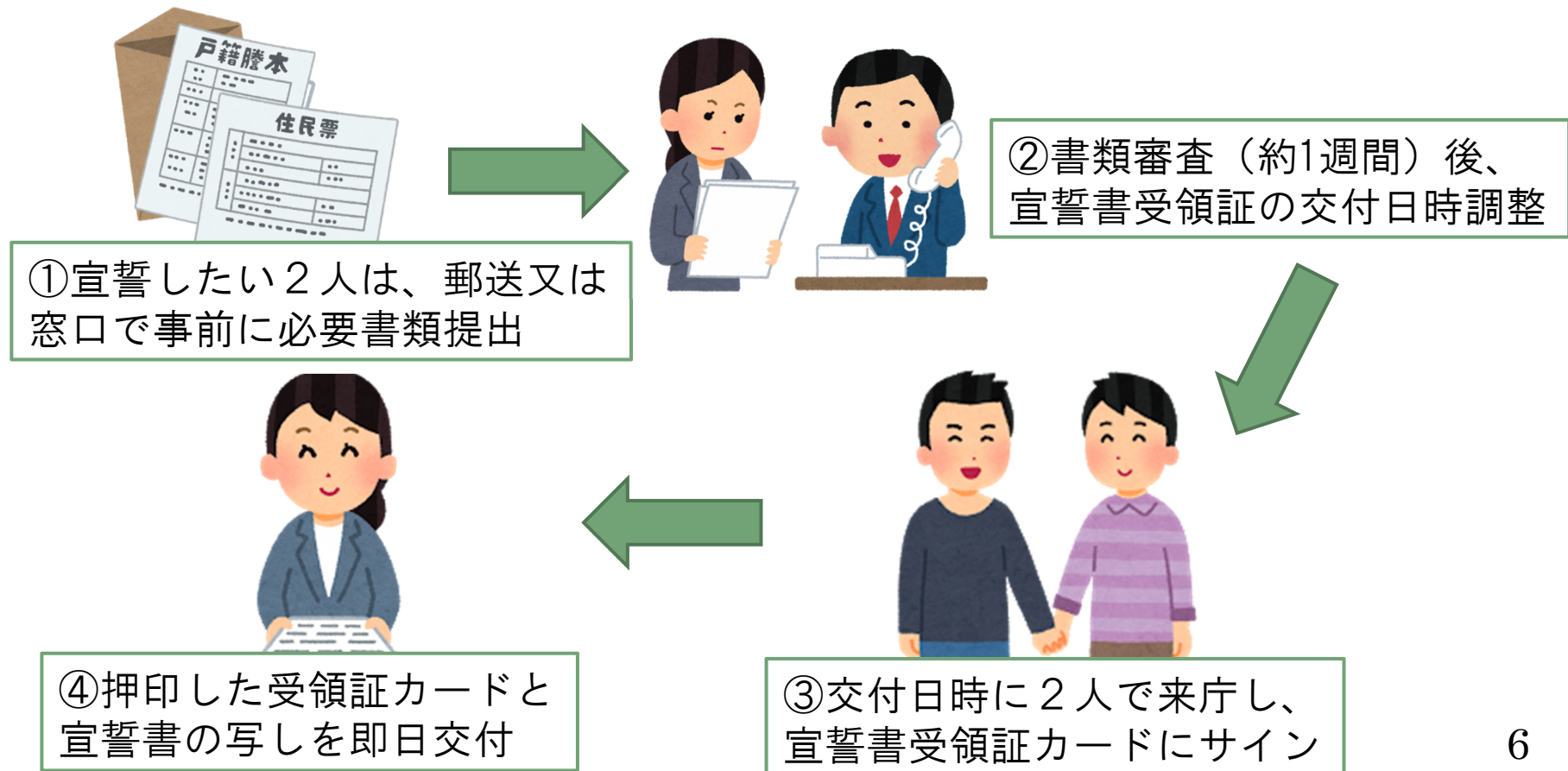
体…女性
心…女性
戸籍…女性
パートナー…女性



体…男性→女性
心…女性
戸籍…男性
パートナー…女性

4-3 湖西市の制度設計案③

■手続き方法



4-4 湖西市の制度設計案④

■ 受領証カードのイメージ

☒ パートナーシップ宣誓書受領証カード

豊橋市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からのパートナーシップ宣誓書を受領しました。

_____ **表面** _____ 様

_____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生

宣 誓 日 _____ 年 月 日

宣 誓 第 号 _____ 年 月 日

豊橋市長 _____ 印

この受領証カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、豊橋市がその宣誓書を受領したことを証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、この受領証カードの掲示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。

[通称名を使用している場合の戸籍上の氏名]

[特記事項]

_____ **裏面** _____

5 制度導入スケジュール(仮)

	R3												R4	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
情報収集	他市・事業所訪問													制度スタート
要綱作成		たたき台作成			修正①			修正②		例規審査				
庁内推進委員会			第1回											
男女審議会				第1回				第2回						
市民意見交換会						意見集約①								
パブコメ							意見集約②							
各課調整							サービス検討・関係各課との調整							
広報周知										市民・事業所へ周知				

おわりに

「性的マイノリティ」の存在を公的に認める
(ex. パートナーシップ制度)



職員一人ひとりが人権意識をもち、
多様な生き方に配慮する



誰もがいきいき輝くまち



ご清聴ありがとうございました。